各医療機関管理者 様

高知県健康政策部長 (公印省略)

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

日頃は、本県の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 令和4年9月8日付けで、新型コロナウイルス感染症対策本部により「With コロナに向けた政策の考 え方」が決定され、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、<u>全国一律</u>

で感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など 4 類型に限定することとされました。

これに伴い、本県では

- ・症状の軽い方など、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、自ら購入・入手した抗原定性検査キットによりセルフチェックを行い、陽性の場合は、医療機関を受診することなく「高知県陽性者フォローアップセンター」に連絡・登録をして自宅で療養いただき、体調変化時等に同センターより医療機関を紹介する。
- ・高齢者や基礎疾患のある方、子供、妊婦等により受診を希望する場合は、検査協力医療機関を受診い ただく

という考え方により、令和4年9月26日から別添のとおり見直しを行いますのでご協力いただきますようお願いいたします。

なお、発生届対象外の方に対しては、今後療養証明書が発行できなくなることから、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症患者と診断された場合、発生届出の有無に関わらず、必ず別添の「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」に必要事項を記載のうえ配布いただきますようお願いいたします。

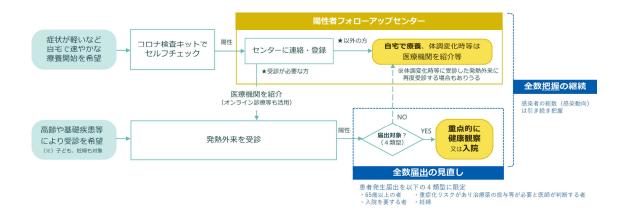
問い合わせ先

高知県健康政策部健康対策課 濱田、宗崎 Tel:088-823-9677

E-Mail:kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp

1. 見直しの概要

- ①発生届出の対象を以下の4類型に限定
 - ・65歳以上の者
 - ・入院を要する者
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬 (ラゲブリオ・パキロビッドパック等) 又 は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
 - 妊婦
- ②発生届出の限定化に伴い、届出対象外の方が安心して自宅療養できる環境の整備
 - ・届出対象外の方が体調悪化時に連絡・相談できる「高知県陽性者フォローアップセンター」の開設
 - ・届出対象外の方についても、必要に応じて宿泊療養や生活支援物資の支援を行う (支援を受けるには、フォローアップセンターへの登録が必要)
- ③全数届出は行わないが、感染者数は医療機関における患者数及び陽性者フォローアップセンターへ の登録者数により全数把握を継続
- ④発生届出の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症患者の医療費等について公費での支援を継続



2. 見直し後の発生届の対象

(1) 発生届の取り扱い

発生届は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)に基づく医師の義務であり、新型コロナウイルス感染症については、有症状の濃厚接触者の臨床診断による疑似症(いわゆるみなし陽性)も含め、診断後直ちに届出を行う必要があります。

適切に届出が行われない場合、感染症法に基づき罰則の対象となる場合がありますので、事項の4類型に合致する新型コロナウイルス感染症患者と診断した場合には、届出をお願いいたします。

(2)発生届の対象 ※本見直しにより、9月1日付で通知しました発生届の簡略化は終了します。

9月26日以降の発生届の対象範囲は以下①から④のとおりです。なお、すでに陽性者フォローアップセンターへ登録を行っているものの、その後の診療により、届出の要件に合致すると判断された場合は、登録の有無に関わらず新たに届出を行って頂く必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症により死亡した方(新型コロナにより死亡したと疑われる場合を含む)の死体を検案した場合は、以下によらず全数が届出の対象となります。

①65歳以上の者

②入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合を含みます。

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

<u>又は</u>

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

なお、重症化リスクの有無及び新型コロナ治療薬の範囲は以下のとおりです。

①重症化リスクあり:以下の疾病等を複数持つ者

ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、 慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以 上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤当の使用その他の事由による免疫機能の低下

②新型コロナ治療薬の範囲

- ・ロナプリーブ (カリシビマブ・イムデビマブ)
- ステロイド薬
- ・ゼビュディ (ソトロビマブ)
- ・トシリズマブ
- ・パキロビッド (ニルマトレルビル・リトナビル)
- ・バリシチニブ
- ・ラゲブリオ (モルヌピラビル)
- ・ベクルリー (レムデシビル)

3. 疑似症患者の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について」(令和4年1月24日付け厚生労働省事務連絡 令和4年2月24日一部改正)により、感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱いが示されています。

見直し後(9月26日以降)は、当該濃厚接触者が届出の対象に該当する場合には、疑似症患者としてではなく、患者として発生届を提出(HER-SYS入力)いただきますようお願いします。

4. 全数把握の継続と集計

発生届は、引き続き HER-SYS を用いて提出をお願いします。また、上記の発生届対象者のうち、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方」又は「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」については、今後 HER-SYS の改修により入力欄が設けられる予定ですが、現時点では、重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「その他」の欄に「0」と入力をお願いします。

また、発生届対象外の方については、診療終了後にその日の患者総数(発生届の提出の有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症患者として診断した総数)を HER-SYS において入力してください。 (休診日や、当該患者の診断を行わなかった日は報告不要です。)

なお、HER-SYS での入力が困難な場合は、所在地を所管するの保健所まで相談いただきますようお願いします。

5. 陽性者フォローアップセンターの整備

(1) 陽性者フォローアップセンターについて

症状が軽いなど、自宅で速やかに療養開始を希望する方が、抗原定性検査キットを用いてセルフチェックを行い陽性となった場合、診断のために医療機関を受診することなく、本センターに連絡・登録を行い速やかな療養につなげることとします。

なお、センターに配置する医師により、受診が必要と判断された場合、陽性者フォローアップセンターより、各医療機関に対し受診をお願いする電話がある場合がありますので、ご対応をお願いします。

(2)陽性者フォローアップセンターの機能について

本センターでは、医療機関を受診しない陽性者や、届出対象外の陽性者が登録を行うことにより、体調急変時当に相談を受け、医師及び看護師の助言を受けながら、必要な者を適切に繋げるため以下の機能を有しています。

- ①体調悪化時に速やかに対応できるよう、届出対象外の方の登録
- ②特別の理由により、宿泊療養や生活支援物資が必要な方のとりまとめ
- ③体調悪化時に、配置する看護師・医師により助言を行い、必要に応じ医療機関やオンライン診療を 紹介

(3)検査協力医療機関における周知

届出対象外の患者について診断を行った場合、患者となった方が確実にセンターへ登録できるよう、 別添の「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」に必要事項を記載のうえ配布いただきますよ うお願いいたします。

6. 公費請求について

見直し後も、これまでと同様に療養期間中の新型コロナウイルス感染症の治療に係る医療費については公費負担を継続します。

その際、来院した患者が新型コロナウイルス感染症患者であるかについては、上記の「新型コロナウ

イルス感染症と診断された方へ」もしくは陽性者登録センターへ登録が完了した旨のメール等により 確認をお願いします。

なお、電話での登録を行った等の理由により当該書面及びメールを保有していない場合については、 本人からの聞き取りにより判断をお願いします。

7. 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を訴える患者への対応について

罹患後症状を訴える患者の方に対しては、「新型コロナウイルス感染症罹患後の遷延症状に係る専門外来の開設について」(令和3年10月11日付け3高健対第1188号)に基づき、引き続き、原則かかりつけ医又は当該患者の確定診断を行った医療機関において、罹患後症状への対応をお願いします。

なお、療養期間終了後の罹患後症状に対する治療については、公費負担の対象とならず、保険診療での対応となりますのでご了知のほどお願いします。